

○ 電波法施行規則第十二条第六項の規定に基づくインマルサット船舶地球局の具備すべき電波を定める件（平成五年郵政省告示第三百一号）の一部を改正する告示案 新旧対照表

(傍線部は改正部分)

改正案	現行								
<p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>インマルサットF型の無線設備の機器を施設する船舶地球局</u></p> <table border="1" data-bbox="271 911 1050 1129"> <thead> <tr> <th>送る電波の型式及び周波数</th> <th>受ける電波の型式及び周波数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>G 1 B電波、G 1 C電波又はG 1 E電波 1,626.500MHz から 1,660.500MHz までの周波数帯において総合通信局長が指示する周波数</u></td> <td><u>G 1 B電波、G 1 C電波又はG 1 E電波 1,525.000MHz から 1,559.000MHz までの周波数帯において総合通信局長が指示する周波数</u></td> </tr> </tbody> </table>	送る電波の型式及び周波数	受ける電波の型式及び周波数	<u>G 1 B電波、G 1 C電波又はG 1 E電波 1,626.500MHz から 1,660.500MHz までの周波数帯において総合通信局長が指示する周波数</u>	<u>G 1 B電波、G 1 C電波又はG 1 E電波 1,525.000MHz から 1,559.000MHz までの周波数帯において総合通信局長が指示する周波数</u>	<p>1 (略)</p> <p>2 <u>インマルサットB型の無線設備の機器を施設する船舶地球局</u></p> <table border="1" data-bbox="1155 533 1957 799"> <thead> <tr> <th>送る電波の型式及び周波数</th> <th>受ける電波の型式及び周波数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>G 1 B電波、G 1 C電波又はG 1 E電波 1,626.520MHz から 1,646.480MHz までの周波数帯において総合通信局長が指示する周波数</u></td> <td><u>G 1 B電波、G 1 C電波又はG 1 E電波 1,530.010MHz から 1,544.980MHz までの周波数帯において総合通信局長が指示する周波数</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 (略)</p>	送る電波の型式及び周波数	受ける電波の型式及び周波数	<u>G 1 B電波、G 1 C電波又はG 1 E電波 1,626.520MHz から 1,646.480MHz までの周波数帯において総合通信局長が指示する周波数</u>	<u>G 1 B電波、G 1 C電波又はG 1 E電波 1,530.010MHz から 1,544.980MHz までの周波数帯において総合通信局長が指示する周波数</u>
送る電波の型式及び周波数	受ける電波の型式及び周波数								
<u>G 1 B電波、G 1 C電波又はG 1 E電波 1,626.500MHz から 1,660.500MHz までの周波数帯において総合通信局長が指示する周波数</u>	<u>G 1 B電波、G 1 C電波又はG 1 E電波 1,525.000MHz から 1,559.000MHz までの周波数帯において総合通信局長が指示する周波数</u>								
送る電波の型式及び周波数	受ける電波の型式及び周波数								
<u>G 1 B電波、G 1 C電波又はG 1 E電波 1,626.520MHz から 1,646.480MHz までの周波数帯において総合通信局長が指示する周波数</u>	<u>G 1 B電波、G 1 C電波又はG 1 E電波 1,530.010MHz から 1,544.980MHz までの周波数帯において総合通信局長が指示する周波数</u>								

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に免許若しくは予備免許を受け、又は免許を申請しているインマルサットB型の無線設備については、この告示による改正

~~後の規定にかかわらず、平成二十八年十二月三十一日までは、なお従前の例による。~~